

あなたとわたしの「3分でわかる!」キホン事例

第5回 「市政の主体」市の登場人物を紹介します

晴天に恵まれた8月5日に開催された「ひみまつり」において、自治基本条例検討委員が、自治基本条例についてわかりやすく説明したリーフレットを来場された方々にお配りしました。限られた時間をでしたが、「広報ひみの連載を読んでもすよ」と声をかけていただいた方も多くおられ、委員にとりましても大いに励みになりました。ひみまつり実行委員会をはじめ関係の皆様、なによりリーフレットを受け取ってくださった方、また連載をお目通しくくださる方、市民の皆様には感謝申し上げます。

本委員会の今回の取り組みのように、市はさまざまな取り組みを市民の皆様にご伝えようとしています。それはなぜでしょうか。

自治基本条例には一般的に、「市政の主体」として市政に関わる市民、議会、市長、職員という「登場人物」について書いている部分があります。前月号で紹介した市政運営の原則に続く大事な部分です。市民は、市のオーナーです。

市民の暮らしには水道などの設備や福祉などのさまざまなサービスが必要です。「市」という機関は、そうした「市民の暮らしに必要な不可欠な仕組み」を市民の代わりに整備するために、市民が資源を負担して作っているといえます。そして、市にはどのような

仕組みが必要か、どのような運営をしていくかなどの意思決定をする機関が議会で、それを執行し市を統轄するのが市長です。また、議会には市の執行状況をチェックし提言する機能が、市長には議会に議案を上程する機能があり、互いに影響し合っています。議会と市長はともに、市民の暮らしを支える政策や制度を整備すること、それらをより「よい」ものにすることを役割としています。

市民は市のオーナーですし、また、市が行っている事業など政策・制度のユーザーでもあります。だから、市は、その市民の声を直接請求の制度や市民参加によって聴き、市政運営に反映させる仕組みを持っているのです。



ひみまつりでリーフレットを配布

このように、市にとってそれぞれがどういう存在であるかということ言葉をにしているのが「市政の主体」の部分です。広報や広聴、情報公開は、市の活動をオーナーでありユーザーでもある市民の皆様を知ってもらうこと、意見をもらうこと。それが大事なことで、さまざまな場面でそのような活動が展開されているのです。私たちのリーフレット配布も、まさにその気持ちの表れです。

市民の皆様が自ら取り組み自治の活動については、改めてご紹介したいと思います。

委員会へのご意見、傍聴をお待ちしています！
文：水見市自治基本条例検討委員会アドバイザー・委員 土山希美枝

企画政策課地域協働推進班
☎74-18013

市長のまちづくりふれあいトーク

市長室トークに参加しませんか？

【問合せ】 企画政策課 ☎74-18012

市長のまちづくりふれあいトーク

〈10月の開催日程〉

地区名	日時	場所
十二町	10月5日(木) 午後7時～9時	十三谷 農業研修館
柳田	10月13日(金) 午後7時～9時	西条地区 集会場
稲積	10月16日(月) 午後7時～9時	余川谷 農業研修館
園	10月17日(火) 午後7時～9時	園コミュニティセンター
加納	10月19日(木) 午後7時～9時	加納地域まちづくりセンター
藪田	10月24日(火) 午後7時～9時	藪田コミュニティセンター
窪	10月30日(月) 午後7時～9時	窪公民館

地域の皆さんとの対話を通していただいた声を市政に反映していくために、市内21地区(23会場)において、市長と各部長が出席して開催しています。10月の開催は次の表のとおりです。

実施内容
昨年度のふれあいトークの対応状況や市政の概要、地区の事業概要を説明した後、要望や質疑応答を行います。また、事前に現地調査を実施し、その対応についても説明し、今年度策定する第8次総合計画後期基本計画についての意見交換も行っています。

※日程が変更になった場合は、行政チャンネルと市ホームページでお知らせします。

毎月13日(ひみの日)に開催!

市長室トーク

市長に身近なことや市政全般に関することや市政の意見やご要望を市長室で直接お伺いします。事前に電話でお申込みください。

10月・11月の開催日程など
日時 10月13日(金) 午後2時30分～、11月13日(月) 午後1時～(1組15分程度)

場所 市長室
対象 市民、市内の団体・グループ
申込先 企画政策課
☎74-18012